

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 2 回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
議事録

開 催 日 時	令和 7 年 10 月 3 日（金） 9 時 22 分～11 時 35 分
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室
出 席 状 況	公益代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 労働者代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 使用者代表委員 出席 3 人 （定数 3 人） 事務局 3 人
出 席 者	公益代表委員 伊藤 慧 片山 聡 木下康代 労働者代表委員 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 池田 健 川口剛史 水野 透 事務局 青木労働基準部長 足立賃金室長、 田原労働基準監督官
主 要 議 題	・滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）
議 事 録	別紙のとおり

○足立室長

それでは、ただ今から、「令和7度 第2回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告いたします。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名全員のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上が出席していますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項」の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いいたします。

○木下部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしくお願いします。

それでは、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に引き続いて、労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、使用者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○使用者代表委員

15分お願いします。

○木下部会長

それでは、9時40分から労働者側との個別協議始めます。

控え室について、事務局から説明してください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、4階のテレビ会議室と5階の労働基準部長室を用意しております。

労働者側委員は5階の労働基準部長室、使用者側委員は4階のテレビ会議室をご使用願います。

私と田原がご案内します。

○木下部会長

では、ここから休会いたします。

委員の皆様、控え室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○木下部会長

それでは、専門部会を再開したいと思います。

本日の使用者側と労働者側の個別協議について若干ご意見をまとめますと、労働者側は、JAM 労働組合の300人未満の企業の賃上げ率の全国の集計結果を参考にした金額を提示いただきました。

使用者側からは、今年の消費者物価指数の上昇率をベースに実質賃金を上昇させるための上乘せ分を加味した引上げ率をもとにした金額を提示していただきましたが、本日は合意に至りませんでした。

今回は、第3回専門部会です。全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いします。

なお、今回の個別協議は、使用者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見なし〕

事務局から何かありますか。

○足立室長

今回の第3回の専門部会は、10月17日（金）午前9時30分から滋賀労働局の会議室で開催いたします。お忙しいところ申し訳ございませんが、ご出席、よろしくお願いします。

○木下部会長

今回は最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「第2回 一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。
お疲れ様でした。